

事務連絡  
平成 27 年 7 月 3 日

公益社団法人 日本助産師会 御中

厚生労働省医政局看護課  
看護サービス推進室

看護師の特定行為に係る研修制度に関するリーフレット（医療関係者向け）の  
周知について（協力依頼）

看護師の特定行為に係る研修制度（以下「研修制度」という。）については、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成 26 年法律第 83 号）において、保健師助産師看護師法（昭和 23 年法律第 203 号）の一部が改正され、平成 27 年 10 月 1 日から施行されます。

本研修制度は、看護師が手順書により行う特定行為を標準化することにより、今後の在宅医療等を支えていく看護師を計画的に養成していくことを目的としております。

今般、本研修制度について医療関係者の理解促進を図るため、別添の通りリーフレットを作成いたしました。つきましては、貴管下の関係者各位へ周知いただくなど、特段のご配慮を賜りますようお願いいたします。

（別添）

- ・リーフレット  
『特定行為に関する看護師の研修制度が始まります』（医療関係者の皆さんへ）

（参考）

- ・リーフレット掲載先  
厚生労働省ウェブサイト URL:  
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000089838.html>

<問合せ先>  
厚生労働省医政局看護課看護サービス推進室  
穴見、藤原  
TEL : 03-5253-1111 (内 4173)

## 特定行為研修ってどういったもの？

### 研修を実施する機関

特定行為研修は、厚生労働大臣が指定する指定研修機関で行います。

### 研修の内容

研修は、全てに共通して学ぶ「共通科目」と特定行為区分ごとに学ぶ「区別科目」に分かれています。  
研修は、講義、演習又は実習によって行われます。

### 修了証の交付

特定行為研修修了後には、指定研修機関より修了証が交付されます。  
指定研修機関は、研修修了者の名簿を厚生労働省に報告します。

# 特定行為に関する 看護師の研修制度が 始まります

平成27年  
10月1日から

### 共通科目

全ての特定行為区分に共通して必要とされる能力を身につけるための研修

(例) 共通科目の合計時間数：315 時間

特定行為区分	時間数
呼吸器(気道確保に係るもの)関連	22
呼吸器(長期呼吸療法に係るもの)関連	21
創傷管理関連	72
創部ドレーン管理関連	15
栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連	36
感染に係る薬剤投与関連	63
合 計	315

### どこで研修が受けられるの？

特定行為研修を行う指定研修機関は、厚生労働省のウェブサイトに掲載されています。

### ＜指定研修機関一覧＞

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000087753.html>

### 特定行為を適切に行うために

本制度は、従来の「診療の補助」の範囲を変更するものではありません。

これまで通り、看護師は、医師・歯科医師の指示で、特定行為に相当する診療の補助を行います。これで、看護師は、医療機関の皆さまには、特定行為を適切に行うことができるよう、「看護師等の材質確保の促進に関する法律」(平成4年法律第86号)第5条の規定に基づき、看護師が自ら研修を受ける機会を確保できるように配慮をしていただきたいと考えています。また、看護師は、保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第28条の2及び「看護師等の材質確保の促進に関する法律」第6条の規定に基づき、その能力の開発及び向上に努めたいと考えています。



3 見極める  
研修を修了した看護師が患者さんの状態を見極めることで、タイムリーな対応が可能になります。また、「治療」「生活」の両面から、患者さんを支えます。

2 身につく  
研修により、今後の医療を支える高度かつ専門的な知識と技能を身につけた看護師が育成されます。

1 見える  
医師・歯科医師があらかじめ作成した「手順書」に基づき、看護師が行う「特定行為(診療の補助)」が明確になりました。

未来の医療を支える研修制度

団塊の世代が75歳以上となる2025年に向け、今後の医療を支えるために保健師助産師看護師法の一部改正によって、平成27年10月1日から手順書により特定行為を行う看護師に対し、「特定行為研修」の受講が義務づけられました。

10万人以上の養成を目指します

新たな研修制度は、看護師が手順書により行う特定行為を標準化することで、今後の急性期医療から在宅医療等を支えていく看護師を計画的に養成することを目的としており、多くの看護師に受講していただきたいと考えています。

▶研修を受けるとこのように変わります



手順書き方

- 手順書って何？**

  - 手順書は、医師・歯科医師が看護師に診療の補助を行わせるために、その指示として作成する文書または電磁的記録のことです。
  - 医師・歯科医師は手順書を適用する際に、患者さんと看護師を特定します。
  - 各医療現場の判断で、具体的な内容を追加することもできます。

**「直接動脈穿刺による採血」に係る手順書のイメージ**

具体的な内容

診療の補助である「特定行為」って何？

- 特定行為は、診療の補助であつて、看護師が行う医療行為のうち、手順書により行う場合には、実践的な理解力、思考力及び判断力、高度かつ専門的な知識、技能が特に必要とされるものとして定められた38の行為です。
  - 38の特定行為は、21の特定行為に整理されており、特定行為区分を最小単位として研修が行われます。

「直接動脈穿刺による採血」に係る手順書のイメージ

- | 具体的な内容                      | 事 項  |
|-----------------------------|--|
| 呼吸状態の変化に伴い迅速な対応が必要になりうる患者   | 呼吸状態の変化に伴う特定行為の対象となる患者   |
| 当該手順書に係る特定行為の対象となる患者        | 当該手順書に係る特定行為の対象となる患者   |
| 看護師に診療の補助を行わせる患者の病状の範囲      | 以下のいずれかが当てはまる場合<br>呼吸状態の悪化が認められる（SpO <sub>2</sub> 、呼吸回数、血圧、脈拍等）<br>意識レベルの低下（GCS○点以下又はJCS○点以上）が認められる                        |
| 診療の補助の内容                    | 病状の範囲に合致する場合は、直接動脈穿刺による採血を実施<br>穿刺部位の拍動がしっかりと触れ、血量がない<br>1.平日勤常 指当医師又は歯科医師に連絡する<br>2.休日・夜勤時 当直医師又は歯科医師に連絡する                |
| 特定行為を行うときに確認すべき事項           | 手順書による指示を行った医師又は歯科医師に採血の結果と呼吸状態<br>を報告する（結果が出来たら速やかに報告）  |
| 医療の安全を確保するための医師又は歯科医師との連絡体制 | 1.医師の安全を確保するためには、「医師・歯科医師が医行為を直接実施するか」<br>との連絡が必要となった場合の連絡体制   |
| 特定行為を行った後の医師又は歯科医師に対する報告の方法 | 2.医師の安全を確保するためには、「医師・歯科医師が医行為を直接実施するか」<br>との連絡を行ふときには、「どのような指示により看護師に診療の補助を行わせるか」の判断は、患者さんの病状や看護師の能力を勘案し、<br>医師・歯科医師が行います。 |